真の都区制度改革の実現を求める決議

本日、都区協議会が開催され、平成18年度の都区財政調整等に関する合意がなされた。この合意の中で、平成12年の都区制度改革時の積み残し課題である都区財政調整に関する主要5課題に一応の決着をつける形となったが、その内容について、特別区議会議長会は東京都に対し不信の念を禁じえない。

今回の合意では、三位一体改革の影響への対応として、配分率変更を 平成19年度の継続協議とし、肝心の主要5課題については、「都区の大 都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」を先送りとし、さら に、清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、平成 18年度に限り200億円の特別交付金を措置することで清算すること とし、今後の課題については、新たな都区の共同機関の検討の中で解決 を図ることとなった。

平成17年度末までに、これらの課題を解決することとされていたにもかかわらず、課題の全てが事実上の先送りとなった最大の原因は、都が、自らが行う市町村事務について、法の原則を無視するかのような主張を繰り返したことにある。とりわけ、都は、特別区を内部団体視する態度に終始し、平成12年都区制度改革の趣旨や主要5課題を確認した経緯からも大きく隔たる結果となった。

平成12年の都区制度改革が目標としたものは、都と特別区が相連携して大都市としての一体性を確保しつつ、それぞれの行政責任を果たしていくよう、明確な役割分担のもと、それに応じた財源配分を行うことにあった。今回の合意により、主要5課題を一旦整理したとしても、残された様々な課題の解決が図られなければ、基礎自治体たる特別区の財政自主権が損なわれているものと言わざるを得ない。

特別区議会議長会は、840万区民の納得が得られる真の都区制度改革を実現するため、都区のあり方に関する今後の検討に重大な関心を持って注視すると共に、平成19年度以降、必要十分な配分率が確保されるよう全力で取り組む所存である。山積する諸課題に各区が自主性を発揮し、区民の負託に応えられるよう、特別区長会との連携をさらに強め、不退転の決意で取り組んでいくことをここに表明する。

以上、決議する。

平成18年2月16日

特別区議会議長会